

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「松島」を再発見する観光計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

宮城県宮城郡松島町

3 地域再生計画の区域

宮城県宮城郡松島町の区域の一部（松島港、なごめ名籠漁港）

4 地域再生計画の目標

松島港及び名籠漁港は、日本三景「松島」のある松島湾内に位置しており、風光明媚さに加え、名所旧跡も多数存在していることから毎年多数の観光客が訪れ、湾内においては観光遊覧船による島巡り、釣りやヨットなどの海洋レジャーも盛んである。

しかし、近年のレジャーの多様化等により、平成6年に710万人を数えた観光客も平成15年には630万人と80万人の減少をみている。

今後、観光客を増加させ、活力ある地域を再生するためには、自然や水産の資源を活用しつつ、「松島」を訪れる全ての来訪者に利用しやすい施設整備を進めることが重要である。

そこで、本計画では漁港の整備による水産資源提供の安定化や利用者の安全確保、港湾施設におけるバリアフリー化、観光船等船舶の大型化に伴う航路・泊地の増深を図ることを「支援事業」の骨子とする。

また、地元食材を利用した新名物料理の開発や、体験型観光の開発を「関連事業」として計画する。

名籠漁港では、周辺海域において、カキ・アサリの養殖やカレイやハゼの刺網漁などが行われており、水揚げされたこれら海産物は、県内各地への商品として提供される一方、日本三景「松島」を訪れる観光客が利用するレストランやホテルなどにも、地元の特産品として提供されている。また、民宿客や海浜公園でのレクリエーション客のため、観光中心地である海岸前地区からの遊覧船等が寄港している。しかし、本漁港は松島湾内の中でも風浪の影響を受けやすい位置にあるため、漁業活動の安全性や漁獲物の安定供給、また訪問客等の乗降の安全性確保が課題となっている。

また松島港は湾奥部の、瑞巖寺や五大堂、観光物産館やホテルなどの観光の中心地である海岸前地区にあり、仙台塩釜港塩釜港区とを結ぶ定期観光船や湾内の島巡りができる小型遊覧船、釣り船の基地港として利用されており、また、湾内は静穏な海域を利用したヨットなどのプレジャーボートの利用が盛んに行われており、その基地港にも利用されている状況である。

そこで、港湾施設の整備については昭和36年度から物揚場・航路・泊地をすすめ、昭和62年度に施設整備が概成しているが、その後観光船・漁船・ヨット等の大型化がすすみ、航路・泊地の増深が必要となっているところである。

また、本地域を訪れる観光客の多くは日本三景の一つである「松島」観光を目的としており、その中には高齢者や身体障害者も多く含まれていることから、こうした来訪者が安全かつ簡単に移動することを可能とするバリアフリー対応施設の早急な整備が求められている。

更に、訪問・宿泊客へ提供する料理についても、既存の料理だけに提供側が満足することなく、現代にマッチする料理にリメイクを検討することも望まれている。

松島「観光」についても、現在は文字どおりの「見て回る」だけの観光であることから、来訪客が松島の自然や地場資源に触れる機会も求められている。

そこで、上記課題を克服するため、以下の施策を実施していくものとする。

支援事業としては、港整備交付金を活用し、以下の施設整備を実施する。

○名籠漁港については、港内静穏度確保のため、防波堤整備を実施する。

○松島港については、船舶の大型化に対応するため、航路・泊地の増深を実施するとともに、来訪者の安全確保のための施設のバリアフリー化を実施する。

また、関連事業として、地場産海産物等の食材を活用した新名物料理の開発や、体験型観光の開発を行っていくこととする。

(目標1) 観光客の入れ込み数を、5ヶ年で8万2千人増加させる。

(目標2) 港湾施設のバリアフリー化（観光棧橋の浮棧橋設置率を100%とする。既設浮棧橋構造のバリアフリー化改良率を100%とする。また主要な港湾施設及びその周辺における身体障害者誘導施設の設置率を100%とする。）

(目標3) 松島港内の航路・泊地水深確保（計画期間内における必要水深を確保した航路等の延長を460mとする。）

(目標4) 漁港港内の静穏度の確保（安全係船岸充足率0%を93%に向上させる。）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標を達成するため、以下に掲げる「支援事業」及び「関連事業」を実施していく。

「支援事業」としては、港整備交付金事業により以下の事業を実施していく。

名籠漁港内においては静穏度を確保することにより、効率的な漁業活動の実現、乗降客等の安全性確保等を目的として、名籠漁港内の防波堤の整備を行う。

松島港においては、バリアフリー施設を充実させる一環として、浮棧橋の新設、既設浮棧橋の改良のほか、主要な港湾施設及びその周辺における身体障害者を誘導するため段差解消等を実施し、高齢者や身体障害者等が利用する際の安全性の確保を図る。

また、松島港内における観光船・漁船・ヨット等の安全航行のため、航路・泊地増深のための浚渫を実施する。

「関連事業」においては、「新名物料理の開発」や「松島とっておき体験くらぶ」の開設について事業を実施していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○港整備交付金を活用する事業

【施設の種類の事業主体】

- ・港湾施設（松島港） 宮城県
- ・漁港施設（名籠漁港） 松島町

【整備量】

- ・港湾施設・・・浮棧橋、航路・泊地、護岸
- ・漁港施設・・・防波堤

【事業期間】

- ・港湾施設 平成17年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成17年度

【港整備交付金の総事業費】

総事業費	830,000千円		
・港湾施設	715,000千円	（うち交付金	286,000千円）
・漁港施設	115,000千円	（うち交付金	57,500千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『「松島」を再発見する観光』を達成するため、以下の事業を併せて実施していくものとする。

「関連事業」として、「新名物料理の開発」や「松島とっておき体験くらぶ」の開設について事業を実施していく。

「新名物料理」の開発に当たり、地元農協、漁協、商工会、観光協会から構成される「四季彩食松島推進協議会」を設立し、地場食材の検討や新料理の開発を行い、現代にマッチする料理に今迄の料理をリメイクすることを検討したり、主婦等による地元食材を利用した新料理のコンテストを実施する。

「松島とっておき体験くらぶ」の開設により、「見て回る観光」から「体験する観光」を加えることにより、自然や地場産業を体験し、訪問客が「松島」の良さを再発見できるようにしていく。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度（5ヶ年）

7 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、県及び松島町は調査・評価を実施し、公表す

る。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、県、町、観光・漁協等関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し